

令和8年度 工作物石綿事前調査者講習のご案内

（一社）新潟県労働基準協会連合会

石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定める設備（ボイラー等、焼却設備、電気設備、配管設備等）の解体や改修の作業については、石綿障害予防規則の改正により、令和8年1月1日以降、新たに「工作物石綿事前調査者講習」修了者による事前調査が義務づけられました。

当連合会では、この資格を取得するための「工作物石綿事前調査者講習」を下記により実施しますので、是非受講されますようご案内いたします。

1. 開催日及び場所

場所	上・中越教育センター 柏崎市大字劔字下境井908		安全衛生教育センター	
		定員	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1560-3	定員
開催日	4月23日(木)～24日(金) 【追加開催】 12月23日(水)～24日(木)	60名	5月13日(水)～14日(木) 【追加開催】 令和9年1月12日(火)～13日(水)	100名

2. 講習内容

開催	講習科目	講習時間
第1日目	工作物石綿事前調査に関する基礎知識1	9:00～10:00
	工作物石綿事前調査に関する基礎知識2	10:10～11:10
	石綿使用に係る工作物図面調査	11:20～16:40 (昼食、休憩時間含む)
第2日目	現場調査の実際と留意点	9:00～14:20 (昼食、休憩時間含む)
	工作物石綿事前調査報告書の作成	14:30～15:30
	修了考査	15:50～17:20

3. 講習料金

34,980円（受講料29,700円 テキスト代5,280円 消費税込）

*納付された講習料金は原則としてお返しいたしません。注）振込手数料はご負担願います。

※領収証（インボイス）は受講時に発行いたします。

4. 申込方法

受講申込書に必要事項をご記入のうえ、自動車運転免許証の写し、資格を証する書面の写し、講習料金の振込書の写し等を併せて、下記の申込先へ持参、郵送又はFAXしてください。

なお、連合会ホームページよりWEB申込みもできます。
受講票を事前に送付しますので、当日お持ちください。

また、FAX申込みの方は、申込書（様式第1号 1/2）に写真を貼付の上、講習初日に講習会場へ持参して下さい。

申込先	振込先口座
（一社）新潟県労働基準協会連合会 本部 〒957-0117 北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1560番地3 TEL 0254-32-5353 FAX 0254-32-5350	第四北越銀行 県庁支店 普通預金 1242612 口座名義 シャ、ニイタケンロウドウキジュンキョウカイレンゴウカイ （一社）新潟県労働基準協会連合会

5. 修了証明書

修了考査合格者には「工作物石綿事前調査者講習修了証明書」を後日交付します。

※ 受講資格1「石綿作業主任者技能講習を修了した者」でお申込みの方は、「工作物石綿事前調査に関する基礎知識1」を、「一般建築物石綿含有建材調査者」、「特定建築物石綿含有建材調査者」及び「建築物石綿含有建材調査者講習受講者（受講開始日が属する年度末から2年以内に限る）」は「工作物石綿事前調査に関する基礎知識1及び同2」、「工作物石綿事前調査報告書の作成」の科目を免除できますが、講習料金は変わりません。科目免除をご希望の方は事前連絡願います。なお、当該科目も修了考査の出題範囲となりますので、全科目の受講をお勧めします。

受講番号
※記入不要です。

工作物石綿事前調査者講習受講申込書

写真1枚貼付
縦3.0cm横2.4cm
裏面氏名記入し、糊付け
上三分身、脱帽、背景無地
3ヶ月以内撮影

受講区分	A		※太枠内にご記入ください。			
受講希望日	年 月 日 ~ 年 月 日					
受講希望会場 ○印を記入。	安全衛生教育センター (聖籠町)		上・中越教育センター (柏崎市)			
受講者	フリガナ			生年月日	昭和	年 月 日
	氏名	旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望する場合、その氏名又は通称			平成	
	現住所	(〒 -)		TEL	-	-
	国籍	※日本国籍の方は記入不要です。		FAX	-	-
勤務先	事業場名			携帯番号	-	-
	所在地	(〒 -)		担当者名		
				TEL	-	-
				FAX	-	-

受講資格	資格の添付書類
<p>1~7の該当する受講資格の番号を○で囲って下さい。</p> <p>*1~7の詳細と添付書類は「参考」の書面で確認下さい。</p>	<p>1 石綿作業主任者技能講習を修了した者</p> <p>2 学校教育法による大学(短期大学を除く)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業後、工作物に関して2年以上の実務経験を有する者</p> <p>3 学校教育法による短期大学(修業年限が3年)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において行うものを除く)を修めて卒業後、工作物に関して3年以上の実務経験を有する者</p> <p>4 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業後、工作物に関して4年以上の実務経験を有する者</p> <p>5 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業後、工作物に関して7年以上の実務経験を有する者</p> <p>6 工作物に関して11年以上の実務経験を有する者</p> <p>7 その他、建築・環境・労働行政の職員として一定の職務に従事した経験を有する者等(様式第1号-2裏面「参考」の分類7受講資格要件をご確認ください。)</p>
	<p>※1は技能講習修了証の写しを、2~5は卒業証明書等を、7は「参考」で示す書類を様式第1号-2へ貼付して下さい。</p>

証明欄	
<p>受講資格にかかる業務の実務経験年数</p> <p>()年</p> <p>*受講資格1は記載不要</p>	<p>上記資格及び左記実務経験年数のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(事業場名)</p> <p>(代表者職・氏名)</p> <p style="text-align: right;">㊞</p>

上記のとおり申し込みします。

受講申込日 年 月 日

一般社団法人 新潟県労働基準協会連合会長 殿

その他必要書類等	●の書類は様式第1号-2へ貼付して下さい。
写真	FAX申込者・・・申込時写真不要、講習初日に様式第1号(申込書1/2)へ貼付し持参 郵送申込者・・・申込時写真貼付し郵送
●本人確認書類	自動車運転免許証等(写し)
●旧姓等の併記を希望する方	旧姓を使用した氏名の場合・・・戸籍謄本、旧姓併記の住民票、旧姓が記載されたマイナンバーカード表面(自動車運転免許証等(写し)で分かれば不要) 通称の場合・・・住民票又はそれに類する証明書
●外国人の方	在留カード(写し)又はパスポート(写し)
●受講料	振込書(写し)。納付された受講料は原則としてお返し致しません。

※受講票は事前にFAX又はWEBから送付します。

※個人情報保護に関する法律により、ご記入いただいた個人情報については講習の実施及び修了証の管理以外には使用いたしません。

氏 名

添付書類を、こちらの用紙に貼付して下さい。(貼付できない場合は、添付も可。)

- ・受講資格要件が1又は7・・・作業主任者技能講習修了証など資格を証する書面の写し等
- ・受講資格要件が2 ～ 5・・・卒業証明書(原本)又は卒業証書(学位記)の写し
- ・本人確認書類・・・自動車運転免許証等写し
- ・旧姓等の併記を希望する方・・・戸籍謄本、旧姓併記の住民票等
- ・外国人の方・・・在留カードの写し又はパスポートの写し
- ・受講料振込書の写し(2件以上の振込みの際は、内訳を記入)

「参考」受講資格要件の詳細および証明書等提出書類の一覧

分類	受講資格要件	申請書に添付する書類等 ※添付書類に記載されている氏名が異なる場合は、変更の事実が確認できる(新旧の氏名が記載されている)戸籍抄本等を添付	事業者証明 (受講資格にかかる業務の実務経験年数の証明)
1	石綿作業主任者技能講習を修了した者	石綿作業主任者技能講習修了証の写し ※ 受講当日に原本を持参	不要
2	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業後、工作物に関して2年以上の実務の経験を有する者	卒業証明書(原本) 又は 卒業証書(学位記)の写し ※ 受講当日に原本を持参	工作物に関する実務経験年数の証明(受講申込書の証明欄に記載)
3	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。4において同じ。)、工作物に関して3年以上の実務の経験を有する者		
4	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して4年以上の実務の経験を有する者(3に該当する者を除く。)		
5	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して7年以上の実務の経験を有する者		
6	工作物に関して11年以上の実務の経験を有する者		
7	a 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、工作物石綿事前調査に関して5年以上の実務の経験を有する者	特定化学物質作業主任者技能講習修了証の写し ※ 受講当日に原本を持参	業務に関する実務経験年数の証明(受講申込書の証明欄に記載)
	b 建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者	不要	行政機関による当該業務の実務経験証明書
	c 環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して2年以上の実務の経験を有する者		
	d 産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者		
	e 労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者		